

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月8日

【会社名】 株式会社ナガワ

【英訳名】 NAGAWA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 修

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 (03)5288-8666(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 新村 亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 (03)5288-8666(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 新村 亮

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 52,528,000円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は2023年2月8日付で2023年3月期第3四半期報告書(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)を提出いたしました。これに伴い、2023年1月30日に提出した有価証券届出書の記載内容について、当該四半期報告書を参照書類に追加、及び当該有価証券届出書の添付書類である「2023年3月期第3四半期(2022年4月1日から2022年12月31日まで)の連結業績の概要」を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

- ・「2023年3月期第3四半期(2022年4月1日から2022年12月31日まで)の連結業績の概要」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月21日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月4日 関東財務局長に提出

事業年度 第59期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月8日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(2023年1月30日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2023年1月30日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月21日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月4日 関東財務局長に提出

事業年度 第59期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月8日 関東財務局長に提出

事業年度 第59期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月8日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月8日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月8日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。